

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成21年法律第41号)の概要

総務省

- 人事院は、5月1日、国会及び内閣に対し、国家公務員の期末・勤勉手当等に関し勧告
- 政府は、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、現下の社会経済情勢など国政全般の観点から検討を行い、5月8日の給与関係閣僚会議において、勧告どおり実施することを決定

法律概要

1 平成21年6月期の期末・勤勉手当に関する特例措置

人事院において実施した「平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査」の結果を踏まえ、一般職国家公務員の平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を下記の通り暫定的に引き下げる。

	期末手当	勤勉手当	6月期計
一般の職員	1.40月 → 1.25月 (▲0.15月)	0.75月 → 0.70月 (▲0.05月)	2.15月 → 1.95月 (▲0.20月)
本府省課長等	1.20月 → 1.10月 (▲0.10月)	0.95月 → 0.85月 (▲0.10月)	2.15月 → 1.95月 (▲0.20月)

2 指定職職員等の特別給への勤務実績の反映

指定職職員等の特別給について、勤務実績に基づくものとするため、現行の期末特別手当を廃止し、「期末手当」(一定率分)と「勤勉手当」(成績査定分)に再編する。両手当の支給割合は、公務部内における役職段階別の状況等を考慮して概ね5割ずつとし、期末手当は1.65月(6月期0.75月、12月期0.90月)、勤勉手当は1.70月(6月期、12月期ともに0.85月)とする。

(現行)期末特別手当

6月期	1.60月
12月期	1.75月
年間計	3.35月

(改正後)期末手当及び勤勉手当

	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.75月	0.85月	1.60月
12月期	0.90月	0.85月	1.75月
年間計	1.65月	1.70月	3.35月

なお、平成21年6月期の期末・勤勉手当については、上記1の措置により、下記の通り暫定的に引き下げる。

期末手当	勤勉手当	計
0.75月→0.70月 (▲0.05月)	0.85月→0.75月 (▲0.10月)	1.60月→1.45月 (▲0.15月)

3 内閣総理大臣等特別職国家公務員の平成21年6月期の期末手当の支給月数についても、下記の通り暫定的に引き下げる。

	期末手当	勤勉手当	6月期計
内閣総理大臣等	1.60月 → 1.45月 (▲0.15月)		1.60月 → 1.45月 (▲0.15月)